

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成26年4月16日

準備書面(8)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士	山	内	喜	明	
同	茅	根	熙	和	
同	春	原		誠	
同	江	口	正	夫	
同	池	田	秀	雄	
同	長	原		悟	
同	八	木		宏	
同	濱	松	慎	治	
同	川	島		慶	

被告は、頭書事件における原告らの平成26年3月17日付け第18準備書面（文書開示の求め）に対し、以下のとおり回答する。

本件訴訟における海上音波探査記録の取り扱いについては、進行協議期日（平成24年12月14日）において、裁判所より、期日外に当事者間で対応するよう求められたところであり、被告は、かかる求めに従い、これまで誠実に対応してきたところである。

そもそも、原告らが第18準備書面において被告に開示を求める記録（27測線）のうち、大部分（24測線）については、被告が平成25年5月20日付けで提出した乙A第3号証及び乙A第4号証として、既に原告らが所持しているものである。また、その他（3測線）については、いずれも敷地前面海域の兜岩沖断層の南端より以南の記録であり、原告らのいう「富来川南岸断層が陸域から志賀原発西方の海域（被告注：兜岩沖断層の北側に相当）に連続することの立証のため」（原告ら第18準備書面1頁）に必要か否か、明らかでないものである。

さらに、かかる記録（27測線すべて）は、平成26年3月24日に原子力規制委員会において開催された「第1回志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の配布資料として、同委員会のホームページにあらためて公開されている（以下にホームページアドレスを記載する。）。

したがって、これらの記録が原告らの主張に必要であるとすれば、原告らにおいて、あらためて同委員会のホームページより入手されたい。（ホームページアドレス）

http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/shika_hasaitai/20140324.html（原子力規制委員会 第1回志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合）

http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/shika_hasaitai/da ta/0001_01-2.pdf（同会合の配布資料／志賀原子力発電所敷地内破碎帶の調査に関する追加調査 現地調査（2/22～23）の概要及びコメント回答（2/3））

以 上